

藤が岡支店、小出支店、倉見支店、柏ヶ谷支店、海西支店の取扱業務の一部変更について

令和5年10月2日(月)より、藤が岡支店、小出支店、倉見支店、柏ヶ谷支店、海西支店は、貯金・為替などの業務に特化した「特定支店」となります。

**今まで取扱いしていた貸出、共済等の業務の移管先は、
藤が岡支店は、村岡支店へ
小出支店は、鶴ヶ台支店へ
倉見支店は、寒川支店へ
柏ヶ谷支店、海西支店は、海老名支店となります。**

※ 令和4年10月より、下記の支店がすでに特定支店となっています。

西久保支店、南湖支店、鎌倉支店、西鎌倉支店

特定支店の取扱業務

貯金・為替業務、組合員加入脱退等の受付、支部組織等の対応業務。

特定支店が取扱いしない業務

融資業務（当座貸越を除く）、共済業務、国債・投資信託業務、遺言信託業務。

なお、取扱いしない業務および契約は、母店に一括して移管します。また、渉外担当者は母店に所属を移しますが、担当していたエリアの渉外活動は、これまでどおり行います。

※相続手続きは、特定支店に貯金や出資がある方も、母店での対応となります。

※共済掛金の支払いも、特定支店の窓口ではできませんので、早めに口座振替等の手続をお願いします。